

を考慮してもよろしいということをお話を本
會議ではつきり答弁しておられる。全
然あなたと考えが違いますよ。滅びた
階級に、今ない軍人に対して恩給を払
うという事は、これは實際的に、理
論的に間違っているのです。救済する
方法は他に幾らでもあるのです。岸さ
んの考えとは全然違ふのですか。岸さ
んははつきりそれを言っているのだ
す。あなたはそういう考えはないと言
う。政府部内でおかしいじゃないで
すか。そういう問題を担当するあなた
がそういう考えがないというのはどう
もおかしいじゃないですか。

○今松政務委員 岸総理が国民年金に
軍人恩給を溶け込ますという御
答弁があったというお話でございます
が、私はそうではないのじゃないかと
思っております。一応速記録を拜見し
てまた申し上げたいと思ひます。

○稻村委員 速記録を調べたあとで、
御質問することになります。

日本の年金制度は百五十万人の官吏
と百五十万人の旧軍人、それに百万の
公務員その他の共済制度、一千万人の
厚生年金保険制度。そういったと、
現在こうした恩給もしくは厚生年
金保険制度並びに共済組合によつて恩
恵を受けている者は、家族を合せて四
千五百万人がその対象になるわけ
です。ところが九千万の国民の中の残り
の半数である四千五百万人、こういう
人々は老齢及び死亡に対してはわれわ
れ国会議員もそうですが、何らの保護
も加えられていない。こういうことは
憲法にうたわれた福祉国家の何たるか
も理解しない、文明国家としては私は
非常な恥辱だと思ふのです。封建時代
は武士だけが生活を保障されておつ

た。それから明治以後は官吏だけが生
活を保障されておつたわけでありま
す。こういうふうな考え方が封建時代
や明治時代の感覚なんです。総務長官
の考え方も、先ほどの答弁でやはりそ
ういう古い考え方に支配されているよ
うな気が私はするんです。私はその点
総務長官並びに厚生省の方にお伺いす
るんですが、政府は国民年金制度に対
してどのような案を持っておられる
か。もうすぐ実施しようとして現在社
会保障制度審議会にもかけておられる
が、政府としてはどのような具体案を
持っておられるか、大体のことを私は
お聞かせ願ひたいと思ひます。

○小山説明員 ただいま稻村先生が仰
せられました国民年金問題についての
現在の進行状況でございますが、お話
のように、現在厚生年金とかあるいは
各種の年金制度の適用を受けておらな
い者が、おあげになりましたように、
非常に多いわけでございますので、こ
れらの人々に対して早急に年金制度を
及ぼしていき、こういうような考え
方のもとに、昨年政府におきましては
内閣に設けられておりますところの
社会保障制度審議会に對しまして、ど
ういうような方法で年金制度を施行し
たらよろしいであろうかということ
を御諮問申し上げておるわけございま
す。

当時の状況といたしましては、各団
体の例もございまして、各団
体の年金制度の創設ということも、こ
の種々な大問題でございまして、少
くとも一年か二年は結論を出す
のにかかるといふ、こういうふうな
見込みのもとに御審議をお始めに
なつたわけでありまして、その後年金

制度の早急な実現を望みまする
声が非常に強くなりましたので、政
府におきまして、そのような事情を
審議会に對しまして再三にわたつて申
上げました結果、審議の速度を急速
に早めていただきまして、五月の半ば
ごろまでには一応中間的な結論をお示
し願うというふうな段階まで、現在運
んでおるでございます。

審議の大筋を申し上げますと、将来
の最終的な姿をどうするかという議論
に入ります前に、ただいまおあげに
なりましたところの、現在年金制度の
適用の外に置かれておられる人々に対
して、年金制度をどういう形で適用し
て、年金制度をどういう形に適用して
いくかということについて、まず第一
次のな地固めをしてみよう。それが固ま
りました後に、厚生年金
その他の年金制度を含めてどのように調
整するか、あるいはそのような制度を
全部取り込んで一本の制度にするか、
この点を次の段階の問題にする、こ
ういうふうなことで、現在は未適用の
人々に対して年金をどのようにするか
ということをお研究願つておるのであ
ります。

発表されております案の概略を申し
上げますと、農民とかあるいは中小の
企業主あるいは零細企業の従業員と
いったような人々、およそ一千五百万
前後を対象にいたしまして、年金制度
を考へていく。その場合に一つの問題
は、年金年令と申しまして、何かに
なつたならば年金の支給をするかとい
うことが一つの大きな問題になるの
でございますが、この点について、現在
論議されております案によりまして、
一応六十五才ということを目ざして
て論議をいたしております。御承知の

ように、現在日本にありまして年金の年
令は、現存するものはすべてこれより
低いでございます。一番高い厚生年金に
おきましては六十才になっておるの
でありまして、自営業者等を考
慮の中に置きます場合には、この六十
才の年令というものがやや低きに過ぎ
はしないだろうか、これは財源ともか
らみ合つておることでございますけれ
ども、一応そういうことで六十五才とい
うことをめどにして考へておるよう
でございます。しかしこれについてはさ
らに引き下げができないかということ
が目下論議をされておるわけござい
ます。

第二の問題点といたしましては、一
体どの程度の年金を出すか、これが
か、この問題でございますが、これに
つきましてはいろいろの条件ござい
まして、ただいま論議されておるま
る案によりまして、二十才から毎月百
円の醸出をいたしまして、年金年令に
達した場合には毎月三千五百円の年金
の支給を受け得るようになります。しか
し過渡的には一挙にそこへ持つていく
わけには参りませんので、二千円から始
めまして、経済の成長率とにらみ合せ
まして、逐次支給額を高めていき、完
全な姿になつた場合には三千五百円ま
で持つていくということが、年金の額
及び醸出の保険料については論議をさ
れておるわけでございます。この三
つの問題を中心にして、未適
用の人々に対する年金を一応考へてみ
る。しかし現在すでに相当の年令に達
しておる人々には、このような醸
出をもつた年金制度では、その実
益が及ばないということになります
で、こういうふうな過渡期にありま

す人々の解決のためには、これと別建
ての無醸出の年金というものを考へて
みよう、その場合は醸出と違ひますの
で、一応年令を七十才と押えまして、
毎月の支給額を千円にする、こういう
ような案にいたしておるんですが、こ
の金額では低過ぎるといふ意見と、七
十才という年令が低きに過ぎるといふ
意見と、これでは高きに過ぎるといふ
意見と両方あつて、これを議論してい
る。要するにただいま申し上げました
醸出制のほかに、無醸出もしくは無
醸出という形をとりませんでも、これ
は年金の方では整理資源という言葉で
現わしておるけれども、醸出料を
完全に積み立てなくとも醸出が受けら
れるというふうな意味での、無醸出に
近い、何らかの補充的な道は考へてい
こう、これが第二の大きな問題点で
ございます。

第三の問題点といたしましては、お話
のように、老令のほかに廃疾というよ
うなことで、生活に苦しむという場合
が現実の問題としてあり得るし、また
一家の働き手でありまして、この夫を
失つて、小さい子供をかかるといふ
ような事情のために困つておるま
る、いわゆる母子世帯というものが現
在非常に多くあるわけでありまして、
こういう人々に対するものとして、母
子年金なりあるいは身体障害者の年金
というものを考へていく必要があるだ
らう。この場合は、どうしてもこれは
事の性質上無醸出に近い内容のものに
ならざるを得ないだらう。こういう
ような、きわめて荒筋を申し上げたわ
けでありまして、そういうことを中
心にして、目下社会保障制度審議会
は慎重に、しかも五月の中旬ころまで

には何とか中間的な結論を出そうという
ことで、御論議をしていただいでい
る次第でございます。従いまして政府
といたしましては、この中間的な御答
申をいただきましたならば、すぐにそ
れに応じまして、これを実際に実施す
る場合のいろいろな手段あるいは問題
についてさらに消化をいたしまして、
一日も早い実施を期したい、こういう
ことで目下準備をいたしているという
ような段階でございます。

○稲村委員 私、非常にけつこうな
ことだと思つて。一日も早くそう
いったことを具体的に一つ促進して
いただきたいと思うのですが、私は念の
ためにお伺いしたいのですけれども、
現在日本では老人世帯は幾らあるの
でしょうか、それから母子世帯の数、こ
れをお聞かせいただきたいと思います。

○小山説明員 老人につきましては、
六十才以上を老人と考へますと、現在
わが国には七百二十万程度の老人が
おります。これは男女を含めての数字で
ございます。それから六十五才以上を
考へますと、四百七十万程度になりま
す。この老人の数は、すでに御承知の
通り逐年割合を増しつとあるという状
況でございます。

それから母子世帯の数では、現在世
帯数で申しますと百五万程度ありま
す。これは十八才未満の子供をかか
ております母子の世帯でございます。
○稲村委員 そのうち生活保護を受け
ている者はどのくらいですか、老人、
母子の全体の何分の一くらいか、それ
をお聞かせ願ひたいのです。

○小山説明員 老人の世帯と申しま
す、これはただいま申し上げました六

十五才以上の数をもとにしての場合で
ございますが、総数の一八%程度の世
帯が生活保護を受けております。母子
世帯は一五%程度が生活保護の適用を
受けております。

○稲村委員 これは私ももしよつちゆ
う陳情を受けて実にかわいそうな実情
にあるわけですね。たとえば親類なんか
でも、多少の縁故がありますと、そ
こに無理に引き取れというふうなこ
とを言つて援助しない、こういうふうな
ことがずいぶん行われていて。残酷な
ものも私は見ておるわけでありませう。

親子なら別ですけれども、親子でも今
非常に生活が困るからなかなか問題が
あるのです。特に最近の肉親の争いと
いうものは道徳が頹廢したとか何とか
申しますけれども、実際は日本国民全
体が貧乏になつた、こういうことが肉
親の争いになつてきているのです。親
子ならまだしもですけれども、多少の肉
親に對しても、地方ではそれを押しつ
けて生活保護というものをなるべく少
くするとうふうなことがずいぶん行
われているわけですね。それが非常に悲
惨なことになり、それが非常な刑事問
題を生んだり、自殺者を出したりして
いるわけなんです。こういうことは非
常な重大な社会問題なので、私は政治
とか何とかいふけれども、こういう点
を最も重大に考へて解決するのが政治
じゃないかと思つて、また政府の仕
事じゃなくとも、冷たい扱ひをされて
おるわけですね。それがき
つめて冷たい扱ひをされておるわけ
で、そういうことを冷たい扱ひをされて
おる、人道主義を幾ら言つたところで、
人は道徳をとかやく言つてもだめなん
です。今日の道徳頹廢といふものは実
に生活のみじめさにあることは明瞭で

あります。そういう点からいって、少
しちよつとした考へを持てば、こうし
た悲惨なことを多少でも緩和する手段
は現在の財政状態においても可能だ
と思つておるのです。扶助金をわずか
一割引き上げて、被保護世帯の総数と
いうものは現在の六倍となると私は思
うのですが、そういう点に對して厚生
省の見解を一つお聞きしたいと思つ
つて。

○小山説明員 この問題は、先生御指
摘のように非常に深刻な問題でござ
いまして、生活保護の適用の場合に、民
法上の扶養と申しますか、そういう広
い意味での扶養といふものをどの程
度当てていくかということが、実は
生活保護の運用における一つの大き
な問題点でございます。この問題は、実
は運用上の問題として論議をいたしま
す前に、制度の立て方においてどのよ
うな関係づけをするかということが一
つの大きな問題であります。諸外國の
例を見ますと、このような公けの扶助
を適用する場合には、當てにいたしま
すところの最も狭い意味での扶
養、つまり親子と夫婦の扶養だけはこ
のような公けの扶助に優先しなくちゃ
いかぬ、しかしそれ以外の扶養は優先
させないという制度の立て方をいたし
ておられます。それから現在わが
國がやっておりますようにもつと広
い意味での扶養、従つて民法上にい
ますところの生活保持の義務といわれ
るところの範囲のものは当然優先させ
ますし、さらにこれと準ずるような
関係にあるものは同様に優先させる。
そのように周回からの援助はすべて當
て込んだ上で、及ばないところだけを

國の扶助で問題を解決する、こういう
ふうな建前をとつておるものに二つの
型があるのではありません。どちらかと申
しますと、世界の大勢としては、逐次
あとから申し上げました型から、前に
申し上げました型に移りつつある、こ
ういふような状況でございます。一
方、日本の現状といたしましては、申
し上げるまでもなく非常に強い家族制
度がありましたので、そういう条件の
もとにおきましては、当然広い意味の
扶養を公けの扶助に優先させるとい
建前が運用上においても実情に適して
おつたわけでありませう、戦後の実情
から見ますと、そのような建前を貫
いていくということにかなり無理がで
てきている。そういう無理ができて
きている幾つかの事例が、おあげにな
つたような形で現われている、こうい
うことになつておるわけでございます。
○現在転換期にあるわけでございます
す。運用上の問題としては、実はそう
いふことを十分に考慮の中に置きつ
つ、建前としてはできるだけ広い範囲
の扶養を期待するけれども、しかしど
りぎりのところ、強行手段をもつても
やり得るといふものは、やはり民法上
でいっておりますところの生活維持の
義務に該當する範囲にとどめるべきで
あらう、それ以外のところは話し合
ひによつて解決していくという態度でな
なくてはなるまい、こういうことで臨
んでいるわけでありませう、事が何分
もそういう性質の問題でありますの
で、最初の三月なり半年の間は約束し
ておつた通りに親戚縁者が応援してく
れておつた、それがだんだん行われな
くなつた、一方扶養を受けておつた方
としては、そういうことをよそに言つ

て回るといふことが非常に心苦しい、
こういう事情から、そこに實際上の問
題としてギャップがあるわけでありませ
う、お話しのお考へに私どももまたた
く同感なのでございますが、運用上
においては努めてそういうギャップのな
いようにして参りたい、かように考
えておるわけでありませう。

○稲村委員 それで厚生省当局にせ
ひともお願いしたいのですが、そうい
ふような国民年金制度を立案するに當
つて、日本でも家族制度といふものは
う事実上崩壊している、こういうふう
に考へる。それを日本には家族制度が
あるからといふふうなことを言つて家
族制度を復活させて、お互いに助け合
うといふことが非常に美点だから、そ
ういふふうにしたいといふ考へ方が一
部にありますが、それはただ幻影なん
です。實際問題になつたらすべてそう
いふことはできない。だからあなたの
おつしやる通り、全然家族制度とい
ふふうなことを念頭に置かないで、国民
年金制度の問題は立案をしてもらいた
して、それだけを私は厚生省にお願ひを
しておく次第です。

次は、年金の問題を先ほどあな
たはおつしやいましたが、今問題に
なつておるのは一人当り千円ですか。
○小山説明員 無職の場合です。保
険料を納めてやる方は三千五百円
です。

○稲村委員 保険料を納めない場合は
千円ですね。私は今の日本の財政にお
いては、保険料を納めない場合は千
円、百円納めた場合は三千五百円、こ
のくらはいやむを得ない、そのくらは
は仕方がないと思つておるのです。た

だ国民年金というものは、国民全部を対象とするから、できることなら保険料金を徴収しないで一般歳入からこれをまかなうのが理論上私は当然だと思ふ。しかしただ個人の責任ということ

うに保険料を積み立てて参りまして、将来年金の支給を受けるというときに備えるような方式が適当であろう、こういうふうな考え方の意見が強い大勢を示しているわけでございます。

ます一つの事情でもございしますので、そういうことであるべく生活保護の適用を受ける老人が少なくなるようにしていきたい、これは自然に少なくなるようにしていきたい、こういうことになるわけでございます。

見えるのですけれども、国民年金は軍人恩給のことしの総額をわずかに三百億ほど上回っているだけなんです。こういう点に對しては、今の政府の社会保障制度に對する考え方は實際なっていない。實際問題としてこういう点は財政とか何とかという問題ではないのです。三百七十四億を負担しただけであつて、これだけたくさん、千四百六十万人の人が、二百円づつ養老年金をもらえるのです。それを無視して、軍人恩給を三百億増額して、これは私は悪いとか何とか言うのじゃない。こういう点に對しても、全然政府は考え方がなっていないのです。社会保障制度とか何とか口に言うけれども、そういう点に對して、総務長官、どうですか。あなたは軍人恩給の問題は問題にされたとき、そういう問題はちつとも考慮しなかつたのですか。それを私はお聞きしたい。

も、ただいま厚生省の方から申された通りに、鋭意検討いたしておる次第でございます。

を自覚させる意味からいって、やはり多少の保険金を納めることは望ましいんじゃないかと思うのですが、そういう点に對してもつと具体的な考えを一つ聞かしていただきたい。どのくらい国家が負担すべきであるかということ、それからどのくらい年金を受ける者が納めるかというふうな点、そういう点はどうですか。

合、一体どの程度の国庫負担を考えなければならぬかという点でございますが、実はその年金の場合のむずかしさは国庫負担のつかみ方にいろいろな考案があり得るのであります。年金制度を始めまして、急にすべての人が年金の支給を受けるわけじゃない。従つて当座の場合を考えれば、非常に少い国庫負担で間に合うから、それでスタートしていったらどうか、こういう考え方もありますし、しかしそれでは未だに広がっていくところの受給者に応じ切れないから、やはり今のうちから相当な国庫負担をやらぬ、これも積み立てていかなければいかぬ、こういうふうな考え方もあります。わけでありまして、今のところ審議会で論議されております国庫負担と申しますか、あるいは国からの援助の規模は、大体五百億から六百億程度のこと

それからそれ以外の年金制度との関係につきましては、これをどのようにまとめていくかということが、次の段階の問題として審議会で心組みをしておられるわけでありまして、結論としてどなたも言つておられますこと、現在出ております年金額がこのために低くなるようなことは絶対にありませぬ、どうしてもただいま申し上げました年金制度の額よりも多い額を出しておられます年金制度は、何らかの形において併存して、あるいは基本的な部分が国民年金に吸収されてつぎ加わつた部分が残っていくという形をとりますか、あるいはそれぞれその制度として形の上では併存しつつ共通部分について、通算その他の措置でできるだけ年金を受けるべき人々が受ける機会を多くするように仕組んでいくか、この点はまだ結論は出て参つておりませぬけれども、そういうふうな方向で現在御論議がされていくわけでございます。

が、今回恩給は正の問題を考えましたときに、社会保障の問題を考えなかつたか、こういうお話でございますが、私も似たようなことは、戦後処理の重要課題であります。戦後処理の方々の公務扶助料、傷病軍人の恩給といふことは、今までのようにほつておくことは、現在の社会情勢、経済の情勢から見ると不適当であると考へまして、いつかこれの是正をはからなくちゃならない、こういうことは数年来の問題であつたのであります。この問題を今回ほつ解決することができたわけでありまして、そのために三百億の増額をいたしましたわけでありまして、この問題と社会保障の関係の問題とは、私どもは別個に考へておりました。私どもは別個の問題は、これは将来の問題としてせむやらなくちゃならない問題でありまして、政府部内において

は将来の問題じゃない、現在の問題なんです。私ども、なるほど軍人さんの困っている人を救わなければならぬといふことは、百も承知、よくわかつておる。すぐしなければならぬ。この前言いましたように、傷病軍人が乞食をしたり、そういうふうなことはどこの国にもないのですから、そういうものはすぐ救わなければいけない。前線に行つて苦勞した人や、あるいは死んだ人の家族は、無論救わなければならぬ。それと同時に、国内において爆撃されて、そういう主人を失つた者、あるいは親を失つた子供たち、そういう悲惨な人々を救わなければいかぬ。將來なんて、そんなのききなことを言つておられるものじゃないのです。軍人のけがをした人、あるいは戦争未亡人を救つと同時に、戦後において爆撃の被害を受けた人々の遺族、家族を救ふことも、一緒にやらなければならぬのです。その後にはいろいろ恩給の問題を解決すべきなんです。それを、まず軍人の恩給を片づけて云々といふふうなことを考へるから、私はもう社会保障に對する考えが全然なつてないと思つたのです。今後は無論恩給制度も、われわれは十分考慮しなければならぬ。これも社会保障制度の一つだから……けれども、そういう社会の一番困つて

次に、このような釀出をしないでいくということの可能性についてのお話でございますが、確かに仰せのような考え方も一つあるわけでございます。そして、そういう考え方も論議されております。しかしどちらかと申しますと、現在出ております論議の大勢は、やはり将来老齢人口の割合がぐんぐんふえていくというふうなことを考へると、今のうちからある程度応分に積み立てていく、そうすることによって老後における、国民的な規模における扶養の負担を軽くしていくということ考へていくことが適当であろう、こういうふうなことからいたしましたして、積み立て式と申しますけれども、このよ

うに保険料を積み立てて参りまして、将来年金の支給を受けるというときに備えるような方式が適当であろう、こういうふうな考え方の意見が強い大勢を示しているわけでございます。

それからそれ以外の年金制度との関係につきましては、これをどのようにまとめていくかということが、次の段階の問題として審議会で心組みをしておられるわけでありまして、結論としてどなたも言つておられますこと、現在出ております年金額がこのために低くなるようなことは絶対にありませぬ、どうしてもただいま申し上げました年金制度の額よりも多い額を出しておられます年金制度は、何らかの形において併存して、あるいは基本的な部分が国民年金に吸収されてつぎ加わつた部分が残っていくという形をとりますか、あるいはそれぞれその制度として形の上では併存しつつ共通部分について、通算その他の措置でできるだけ年金を受けるべき人々が受ける機会を多くするように仕組んでいくか、この点はまだ結論は出て参つておりませぬけれども、そういうふうな方向で現在御論議がされていくわけでございます。

が、今回恩給は正の問題を考えましたときに、社会保障の問題を考えなかつたか、こういうお話でございますが、私も似たようなことは、戦後処理の重要課題であります。戦後処理の方々の公務扶助料、傷病軍人の恩給といふことは、今までのようにほつておくことは、現在の社会情勢、経済の情勢から見ると不適当であると考へまして、いつかこれの是正をはからなくちゃならない、こういうことは数年来の問題であつたのであります。この問題を今回ほつ解決することができたわけでありまして、そのために三百億の増額をいたしましたわけでありまして、この問題と社会保障の関係の問題とは、私どもは別個に考へておりました。私どもは別個の問題は、これは将来の問題としてせむやらなくちゃならない問題でありまして、政府部内において

は将来の問題じゃない、現在の問題なんです。私ども、なるほど軍人さんの困っている人を救わなければならぬといふことは、百も承知、よくわかつておる。すぐしなければならぬ。この前言いましたように、傷病軍人が乞食をしたり、そういうふうなことはどこの国にもないのですから、そういうものはすぐ救わなければいけない。前線に行つて苦勞した人や、あるいは死んだ人の家族は、無論救わなければならぬ。それと同時に、国内において爆撃されて、そういう主人を失つた者、あるいは親を失つた子供たち、そういう悲惨な人々を救わなければいかぬ。將來なんて、そんなのききなことを言つておられるものじゃないのです。軍人のけがをした人、あるいは戦争未亡人を救つと同時に、戦後において爆撃の被害を受けた人々の遺族、家族を救ふことも、一緒にやらなければならぬのです。その後にはいろいろ恩給の問題を解決すべきなんです。それを、まず軍人の恩給を片づけて云々といふふうなことを考へるから、私はもう社会保障に對する考えが全然なつてないと思つたのです。今後は無論恩給制度も、われわれは十分考慮しなければならぬ。これも社会保障制度の一つだから……けれども、そういう社会の一番困つて

うに保険料を積み立てて参りまして、将来年金の支給を受けるというときに備えるような方式が適当であろう、こういうふうな考え方の意見が強い大勢を示しているわけでございます。

それからそれ以外の年金制度との関係につきましては、これをどのようにまとめていくかということが、次の段階の問題として審議会で心組みをしておられるわけでありまして、結論としてどなたも言つておられますこと、現在出ております年金額がこのために低くなるようなことは絶対にありませぬ、どうしてもただいま申し上げました年金制度の額よりも多い額を出しておられます年金制度は、何らかの形において併存して、あるいは基本的な部分が国民年金に吸収されてつぎ加わつた部分が残っていくという形をとりますか、あるいはそれぞれその制度として形の上では併存しつつ共通部分について、通算その他の措置でできるだけ年金を受けるべき人々が受ける機会を多くするように仕組んでいくか、この点はまだ結論は出て参つておりませぬけれども、そういうふうな方向で現在御論議がされていくわけでございます。

が、今回恩給は正の問題を考えましたときに、社会保障の問題を考えなかつたか、こういうお話でございますが、私も似たようなことは、戦後処理の重要課題であります。戦後処理の方々の公務扶助料、傷病軍人の恩給といふことは、今までのようにほつておくことは、現在の社会情勢、経済の情勢から見ると不適当であると考へまして、いつかこれの是正をはからなくちゃならない、こういうことは数年来の問題であつたのであります。この問題を今回ほつ解決することができたわけでありまして、そのために三百億の増額をいたしましたわけでありまして、この問題と社会保障の関係の問題とは、私どもは別個に考へておりました。私どもは別個の問題は、これは将来の問題としてせむやらなくちゃならない問題でありまして、政府部内において

は将来の問題じゃない、現在の問題なんです。私ども、なるほど軍人さんの困っている人を救わなければならぬといふことは、百も承知、よくわかつておる。すぐしなければならぬ。この前言いましたように、傷病軍人が乞食をしたり、そういうふうなことはどこの国にもないのですから、そういうものはすぐ救わなければいけない。前線に行つて苦勞した人や、あるいは死んだ人の家族は、無論救わなければならぬ。それと同時に、国内において爆撃されて、そういう主人を失つた者、あるいは親を失つた子供たち、そういう悲惨な人々を救わなければいかぬ。將來なんて、そんなのききなことを言つておられるものじゃないのです。軍人のけがをした人、あるいは戦争未亡人を救つと同時に、戦後において爆撃の被害を受けた人々の遺族、家族を救ふことも、一緒にやらなければならぬのです。その後にはいろいろ恩給の問題を解決すべきなんです。それを、まず軍人の恩給を片づけて云々といふふうなことを考へるから、私はもう社会保障に對する考えが全然なつてないと思つたのです。今後は無論恩給制度も、われわれは十分考慮しなければならぬ。これも社会保障制度の一つだから……けれども、そういう社会の一番困つて

は将来の問題じゃない、現在の問題なんです。私ども、なるほど軍人さんの困っている人を救わなければならぬといふことは、百も承知、よくわかつておる。すぐしなければならぬ。この前言いましたように、傷病軍人が乞食をしたり、そういうふうなことはどこの国にもないのですから、そういうものはすぐ救わなければいけない。前線に行つて苦勞した人や、あるいは死んだ人の家族は、無論救わなければならぬ。それと同時に、国内において爆撃されて、そういう主人を失つた者、あるいは親を失つた子供たち、そういう悲惨な人々を救わなければいかぬ。將來なんて、そんなのききなことを言つておられるものじゃないのです。軍人のけがをした人、あるいは戦争未亡人を救つと同時に、戦後において爆撃の被害を受けた人々の遺族、家族を救ふことも、一緒にやらなければならぬのです。その後にはいろいろ恩給の問題を解決すべきなんです。それを、まず軍人の恩給を片づけて云々といふふうなことを考へるから、私はもう社会保障に對する考えが全然なつてないと思つたのです。今後は無論恩給制度も、われわれは十分考慮しなければならぬ。これも社会保障制度の一つだから……けれども、そういう社会の一番困つて

も、ただいま厚生省の方から申された通りに、鋭意検討いたしておる次第でございます。

午前十一時四十六分散会